

3

在留資格

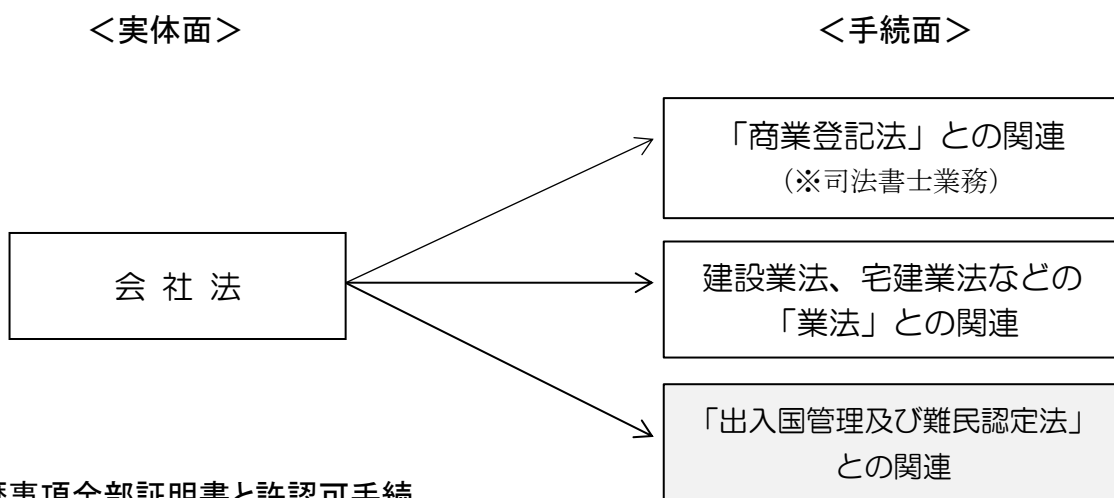
—在留資格該当性・基準適合性・相当性—

1 知っておきたい3つの視点

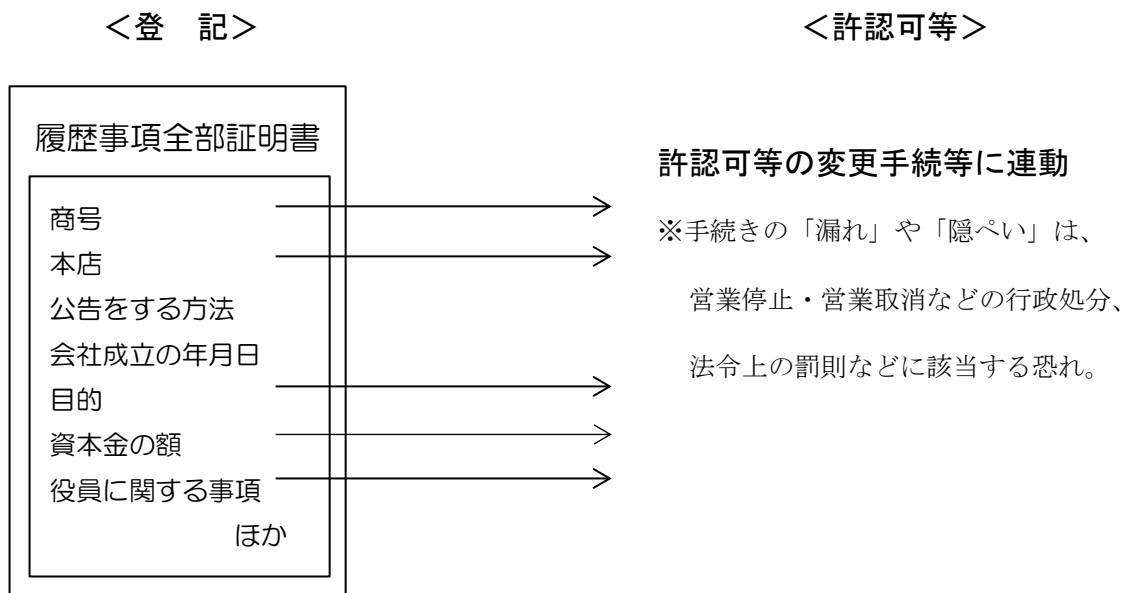
1 入管法実務と登記の連動

さて本編では、入管業務において、最も重要と思われる思考過程について触れる。

① 登記と許認可の連動



② 履歴事項全部証明書と許認可手続



2 入管法実務における思考

【理解】《共通》

判断基準	内容	
在留資格該当性	入管法は、外国人が日本において行う活動を「在留資格」というカテゴリーに分けて規定している。この「在留資格」にあてはまる活動を行なう場合にのみ、外国人は日本に滞在することが出来る。	
基準適合性	在留資格のカテゴリーごとに定められた、基準省令に該当している必要がある(なお、日本人の配偶者等など、基準省令が定められていないものもある)。	
相当性 ※在留することが 相当と認めるに足る 相当の理由	安定性	Ex. 技術や知識がある、在留実績、出席・成績、法令遵守
	継続性	Ex. 事業の業績、納税の実績
	必要性	Ex. 日本・受入機関に必要な人材か否か(役割、規模など)
	信憑性	Ex. 提出資料に事実の記載がない、過去に虚偽申請歴等

(1) 在留資格を考える際の3つの視点

どの在留資格にも共通することは、上記のブロックのように、「在留資格該当性」、「基準適合性」、「相当性」という3つの視点から分析することである。これらの言葉は真新しいものではなく、入管法及び審査要領などの中では、たびたび出てくる言葉であるため、早い段階で慣れておくとよいだろう。

まず、「在留資格該当性」とは、その外国人が日本で活動しようとするにあたって、入管法上、該当する資格が定められているか否かを確認し、合致していなければならないということである。

身近な例でいえば、日本のレストランで調理師として活動しようと思った外国人は、まず、調理師になるための「在留資格」を認定してもらうことから検討する。このとき、入管法上では、調理師として就労するための在留資格として、「技能」というものを準備している。したがって、この場合は、入管法が調理師として活動するための在留資格を想定していることから、「在留資格該当性がある」というように判断していく。

次に、「基準適合性」という言葉がある。これは、在留資格該当性があると考えられる外国人が、それを実際に申請し、認定(許可)するために満たしていなければならないとされる基準であり、これに適合しているか否かを判断することを意味する。

たとえば、調理師としての在留資格を申請するにあたっては、「当該技能について10年以上の実務経験を有する者」という基準がある。この場合、実務経験が10年以上あれば、基準適合性はあると判断できるものの、実務経験が8年などの場合には、基準適合性がないとして、申請は出来ないことになる。

最後に、「相当性」という言葉である。これは、このあと確認するが、在留期間更新許可申請や

在留資格変更許可申請でみたように、「相当と認めるに足りる相当の理由」の部分を目指す。すなわち、すでに日本に在留している外国人には、日本での在留歴があるのだから、変更や更新について、相当な理由があるか否かを、過去の在留歴から判断されるのである。

たとえば、税金が未納であるとか、学生であるにもかかわらず出席率が低いなどは、在留歴が相当とは認められないケースといえよう。このように、理由はそれぞれではあるものの、「相当性」という規範的要件も、概念として存在しているのである。

以上からもわかるように、外国人が在留資格を得るための手続きの中に、「在留資格該当性」、「基準適合性」、「相当性」という言葉は、たびたび登場するものである。具体的なイメージは、このあと各在留資格ごとに検討していくとして、まずは、そのような概念の元に、審査が行われているのだということを知っておきたい。

「入管業務は、行政裁量が広汎である」と言われるものの、それは、行政の恣意的な判断でなされるのではなく(審査官の気分次第で決まるということではなく)、あくまでも法律等に基づいた行政裁量の範囲内で行われるということである。

私たち行政書士は、あくまでも法律、判例、先例、運用基準等にしがたって、その1つ1つを判断する職責がある。

(2) 相当性とはなにか

第20条第3項 (在留資格変更許可申請)

在留資格変更許可申請があったときは、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を相当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

第21条第3項 (在留期間更新許可申請)

在留期間更新許可申請があったときは、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を相当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

(参考判例:『マククリーン事件』の要点)

- ① 憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求する権利を保障されているものではない。
- ② 在留期間の更新を相当と認めるに足りる相当の理由があるかどうかの判断について、全くの事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限り、裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものとして違法となる。

これは、入管法に定められた「在留資格変更許可申請」と「在留期間更新許可申請」に関連する条文である。この条文の中に、共通して書かれている文言がある。

「・・・を相当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、」という部分である。これは、言い換えれば、「相当と認めるに足りる相当の理由がない」のであれば、許可にはしない、という意味で

ある。つまり、最終権限は、入国管理局の審査に委ねられるのである。

ところで、行政法の原則として、「法律による行政の原理」がある。

行政は、法律により動くのであって、行政の恣意的な判断は許されないという意味合いである。そうであるならば、「相当に認めるに足りる相当の理由」があるかないかで、審査の結果が左右されても良いのだろうか。

この点は、いわゆる「行政裁量」の問題となる。

すなわち、出入国行政においては、その制度趣旨に「国益」の保護という観点があり、いわゆる要件・効果の双方において、裁量を認めた規定となっていることがほとんどである。

そのため、書類の書き方、法律の理解の仕方、結果が左右されることも少なくないが、ゆえに、前頁に掲げた3つの視点を忠実に守ることが、その結果をよりよいものに繋げるのである。

(3) まとめ

どんな相談案件であっても、在留資格該当性、基準適合性、相当性の順に確認する。もし、「在留資格該当性がない」と判断できる場合は、そもそも基準適合性や相当性を検討する余地(必要性)はない、ということである。

正確な判断を下すためには、このプロセスを徹底する必要があるが、その前提として、入管法上、①どんな『在留資格』があるのか(在留資格該当性の判断)、②その在留資格にはどんな『基準』が設けられているのか(基準適合性の判断)の法律知識を事前に習得しておく必要があるし、③(変更・更新の場合は)それらがどのような状態であれば『相当な理由』があると認められるのか(相当性の判断)を、事前に研究しておかなければならない。